「魅力的なしごと、職場」で 選ばれる栃木へ



2025年度 栃木の労働行政

◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

◆ 職場環境改善に向けた取組

- ●総合的なハラスメント防止対策
- ●多様な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランス の促進
- 長時間労働の抑制
- ●労働者が安全で健康に働くことが出来る環境の整備

▶ 多様な人材の活躍促進

- ●多様な人材の就労・社会参加の促進
- 女性活躍推進及び仕事と育児・介護の両立支援
- ●フリーランスの就業環境整備
- ●ハローワーク支援における課題解決型の支援の実施

◆ リ・スキリング、人材確保等の支援の推進

- ●リ・スキリングによる能力向上支援
- ●栃木県内企業等に対する人材確保の支援



はじめに

栃木県は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題だけでなく、2023年の県内人口は転出超過となっており、賃金の上昇、働き方改革による労働生産性の向上、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消など魅力ある働き方・職場づくりを官民連携で進め、「若者・女性にも選ばれる栃木」をつくる必要があります。このような観点を持ちつつ、国の施策の方向性にも沿いながら、また、2024年度に取り組入が良くの思想の地況を踏まった。

このような観点を持ちつつ、国の施策の方向性にも沿いながら、また、2024年度に取り組んだ自らの取組の状況を踏まえて、目下の課題に対応することを目指し、2025年度の栃木労働局の行政運営方針を策定しました。栃木労働局では、以下の項目を重点事項として、労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発の雇用・労働施策を、総合的・一体的に取り組み、推進します。

_ 目 次 -

I 栃木労働局の業務概要
■ 栃木労働局の重点施策 · · · · · · · P3
1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援の推進等 p3
2 リ・スキリング、人材確保等の支援の推進 P6
(1) リ・スキリングによる能力向上支援 ······ P6
(2) 栃木県内企業等に対する人材確保の支援 P7
3 多様な人材の活躍促進 P9
(1) 多様な人材の就労・社会参加の促進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(2) 女性活躍推進に向けた取組及び仕事と育児・介護の両立支援 ·····P14
(3) フリーランスの就業環境整備 ······P17
(4) ハローワークにおける課題解決型の支援の実施 ·····P18
4 職場環境改善に向けた取組·····P19
(1) 総合的なハラスメント防止 ·····P19
(2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進····P20
(3) 長時間労働の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 労働者が安全で健康に働くことが出来る環境の整備·····P24
■ 栃木労働局の主な取組 · · · · · · · · P27
I 栃木労働局の組織

<用語・制度説明>

- P3 ①「賃上げ」支援助成金パッケージ P4 ②業務収善助成金 ③栃木働き方改革推薦支援センター
- P5 ④パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ ⑤年収の壁・支援強化パッケージ
- P6 ⑥人材開発支援助成金 P14 ⑦えるぼし・プラチナえるぼし認定 P16 ⑧くるみん・プラチナくるみん認定
- P25 ⑨ Aない声かけ運動 ころばNiceとちぎ ⑩ SAFEコンソーシアム

栃木労働局の業務概要

■栃木労働局の重点施策

1最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

現状と課題

人手不足を克服し、継続的な賃上げによる持続的な成長と分配の好循環を実現するため、生産性向上 に向けたきめ細かな支援等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが 不可欠です。

◆中小企業等の生産性向上に向けた支援

生産性向上による賃金の引上げを支援するため、**業務改善助成金**等8つの助成金の『**「賃上げ」支援** 助成金パッケージ』を労働局全体で周知します。

栃木働き方改革推進支援センターを通じたワンストップ相談、個別企業コンサルティング、セミナー 等を行います。

用語・制度説明① 「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上(設備・人への投資等)や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、

労働市場全体の「賃上げ」を支援する以下の8つの助成金群。				
支援区分	助成金の名称	助成概要		
	①業務改善助成金【拡充⇒】 <mark>→ 4ページ</mark>	事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資をした場合の助成 ⇒助成率区分等の再編、支援時期等の見直し重点化		
生産性向上 (設備・人へ	②働き方改革推進支援助成金【拡充⇒】 → 21ページ	労働時間削減等に向けた環境整備を行い、改善の効果を上げた場合に助成 ⇒現行の賃上げ率に加え、賃上げ(7%)の場合に助成強化		
の投資等)へ の支援	③人材開発支援助成金【拡充⇒】 → 6ページ	従業員へ職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成 ⇒訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額引き上げ		
	④人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)【拡充⇒】	雇用管理改善につながる制度等を導入し、離職率低下を実現 した事業主に対して助成 ⇒メニュー見直し・追加、賃上げを実現した際の加算を導入		
正規・非正 規格差是正 支援	⑤キャリアアップ助成金(正社員化コース・賃金規定等改定コース) 【賃金規定等改定コースのみ拡充⇒】	非正規雇用労働者を正社員転換し、賃金増加等一定の要件を満たした場合に助成 ⇒賃上げ率の新たな区分を設定、昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設		
より高い処	⑥早期再就職支援等助成金(雇入れ支援 コース、中途採用拡大コース)	離職を余儀なくされる労働者を雇い入れた上で、賃金を一定 率以上増加させた場合に助成		
遇への労働 移動等への	⑦特定求職者雇用開発助成金(成長分野 等人材確保・育成コース)	デジタル・グリーン分野に就労経験のない者を雇い入れ3年 以内に5%賃金を上げた場合に助成		
		労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰後賃金を5%以上引き上げた場合に助成		
各種助成金について(厚生労働省HP) 労働条件等関係助成金(①、②はこちら) 雇用関係助成金(③~⑧はこちら)				

用語・制度説明②

「業務改善助成金|

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額(各コースに定める金額)以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画 機械設備導入、コンサルティ ング、人材育成・教育訓練など (計画の承認と事業の実施後) 業務改善助成金を支給 (最大 600 万 円)

(留意事項)

- ・事業場内最低賃金の引上げや設備投資等は、これから実施するものが助成の対象となります。 (ただし、事業場規模50人未満の事業者については、賃金引上げ後の申請も可能です。)
- ・労働者(従業員)の事業場内最低賃金を引き上げるための支援制度であるため、労働者(従業員)がいない場合は、助成の対象となりません。



<業務改善助成金>

	2022年度	2023年度	2024年度
業務改善助成金	111件	259件	321件
申請件数	(98件)	(233件)	(321件)

※ カッコ内は当該年度の 1月末時点の実績

用語・制度説明③

「栃木働き方改革推進支援センター」

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社会保険労務士等の 専門家が中小企業の方からの労務管理上の相談に応じています。

来所・電話相談、訪問コンサルティングや出張相談会、セミナーの開催なども行っています。

◆最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度は働く者のセーフティネットとしての機能を有しています。

最低賃金の改正審議については、経済動向、地域の実情及びこれまでの栃木地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、丁寧かつ充実した審議が尽くせるよう審議会の円滑な運営を図ります。

また、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」により、「転嫁対策に向けた集中取組期間」とされている1月から3月までの期間に、最低賃金の履行確保に係る監督指導を実施し、最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金、好取組事例等が分かる資料の提供、支援施策や転嫁円滑化対策関連の施策を紹介します。

地域別最低賃金

※ 一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます

効力発生日 2024年 10 月 1 日

栃木県最低賃金 1,004円

特定最低賃金

※ 一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。

効力発生日 20		024年12月31日	
塗料製造業	1, 109円	自動車・同附属品製造業	1,064円
はん用機械器具等製造業	1,055円	三 星 四 佐 钊 华 米	1 0565
電子部品等製造業	1,056円	計量器等製造業	1,056円

各種商品小売業 2024年の改正はありません

※2024年10月1日以降は、**栃木県最低賃金 1.004円** が適用されてます。

用語・制度説明4

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」

中小企業等が賃上げの原資を確保するため、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、賃金引上げの環境を整備する取組について、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会により合意したものです。厚生労働省の取組は「最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備」等です。

◆同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働基準監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、 有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について情報提供を受け、雇用環境・均等室又は職業 安定部需給調整事業室は、是正指導を図り、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

<労働基準部における対応>

労働基準監督署において、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者 の待遇等の状況を確認(事業主の任意の協力に基づくもの)

短時間労働者・有期雇用労働者に係る情報

確認によって得られた情報を提供派遣労働者に係る情報

〈雇用環境・均等室における対応〉

パートタイム・有期雇用労働法に基づく 報告徴収の実施又は働き方改革推進支援センターへの情報提供による支援 <職業安定部需給調整事業室における対応>

派遣法に基づく指導監督の実施

	2022年度	2023年度	2024年度
パート・有期雇用労働法	73件	179件	—
報告徴収実施件数	(70件)	(143件)	(252件)

※ カッコ内は当該年度の1月末時点の実績

・<u>「年収の壁・支援強化パッケージ」</u>として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため、キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」や「正社員化コース」等の周知、活用勧奨を行います。



キャリアアップ助成金

用語・制度説明⑤

「年収の壁・支援強化パッケージ」

人手不足への対応が急務となる中で、非正規雇用労働者が「<mark>年収の壁」</mark>を意識せず働くことができる環境づくりを支援します。

2 リ・スキリング、人材確保等の支援の推進

(1) リ・スキリングによる能力向上支援

現状と課題

グローバル化の進展、DX・生成系AIの普及など企業経営が複雑化する中、リ・ スキリングを含め 労使協働による職場における学び・学び直しの取組を、栃木県内に広めていくことが重要です。

企業向け及び個人向け支援策の両方の周知・活用を図り、労使のニーズに応じて学び・学び直しを行う求職者、労働者を増やしていく必要があります。

◆労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

・労働者の主体的な学び・学び直しのための教育訓練給付制度

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付制度」について、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、様々な機会を捉えて積極的な周知を図るとともに、理由を問わず電子申請を行うことができることについても引き続き周知を図ります。

◆公的職業訓練によるデジタル人材育成

・公的職業訓練によるデジタル人材育成

DXの進展といった大きな変革の中、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保や育成が重要です。

ハローワークにおいて、求職者に対しては、適切な受講 勧奨によりデジタル分野(IT及びWEBデザイン分野)に係 る公的職業訓練の受講を促進し、職場見学会付き面接会の開 催など訓練開始前から訓練終了後までのきめ細やかな個別・ 伴走型支援により、訓練修了者の早期再就職を支援します。

また、企業に対しては、訓練修了者情報を発信し、訓練修 了者のスキルの見える化・明確化を進め、デジタル人材を求 める企業等の新規求人・訓練修了者歓迎求人を確保し、人材 確保を支援します。



ハロ訓愉快だ

UTSUNOMIYA

<公的職業訓練のご案内>





厚生労働省公的職業訓練 キャラクター「ハロトレくん」 キャッチフレーズ ハロートレーニング〜急がば学べ〜

◆人材開発支援助成金による人材育成の推進

人への投資を加速するため、社員のリ・スキリング(教育訓練の受講やデジタル人材育成、IT未経験者の即戦力化等)に取り組む企業に対し、事業主向けセミナーや事業所訪問等のあらゆる機会を捉え、人材開発支援助成金(人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コース)を積極的に周知啓発して、利用促進を図ります。

用語・制度説明6

「人材開発支援助成金」

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

【助成限度額・助成率・賃金助成額】

	人への投資促進 コース	事業展開等 リスキリング 支援コース
1事業所1年度 あたりの 助成限度額	2,500万円	1 億円
経費助成率	45~75%	60~75%
賃金助成額	0 ~960円/H	0 ~960円╱H

(2) 栃木県内企業等に対する人材確保の支援

現状と課題

生産年齢人口が減少する中、有効求人倍率は1倍を超え、多くの職種において人材確保が困難な状況が継続し、特に中小企業においては人手不足感が深刻化しており、人材確保の支援の取組を進めていくことが重要です。

◆人手不足対策

・ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、事業所訪問を積極的に実施して、「顔の見える関係性」を構築した上で、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報のきめ細かな収集及び職場見学会・面接会の積極的な実施などの求人充足に向けたサービスを実施し、求人充足支援サービスの充実を図ります。

・人材確保対策コーナー等における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援(「栃木労働局人材確保対策協議会」の開催、求職者向けセミナー・事業所説明会・面接会等の実施)の充実を図るとともに、ハローワーク宇都宮に設置している「人材確保対策コーナー(通称:人材マッチングコーナー)」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導、業務内容や職場の現状等を理解する機会となる職場見学会や面接会の開催等により、重点的なマッチング支援を実施します。



【人材不足分野の就職件数】

ハローワークにおける職業紹介により、医療・介護・保育・建設・警備・運輸の各分野への就職が決定した件数

2022年度	2023年度	2024年度
4,754件	4,997件	—
(3,889件)	(4,097件)	(4,228件)

※ カッコ内は当該年度の1月末時点の実績

・雇用管理改善の取組による人材確保支援

人材を確保するためには、事業主等に雇用管理改善等の取組を通じて「魅力のある職場」を創出し、 現在働いている従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善 等の取組に対する各種助成金の周知を図るとともに、事業所向けセミナー・集団説明会等を開催します。

【事業所向けセミナー】



◆地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

国(労働局・ハローワーク)と地方公共団体が地域雇用の課題に対し、それぞれの得意分野を活かし共同で地域の雇用対策を推進するため雇用対策協定の締結を推進し、地域雇用の活性化に取り組みます。

雇用対策協定に基づく事業計画(2024年度分)

自治体と栃木労働局は一体となって地域の雇用対策に取り組んでいます。

栃木県(2017年3月24日締結)

- ・最低賃金・賃金引き上げに向けた支援の推進等
- ・リ・スキリング等による能力向上支援
- ・栃木県内企業等に対する人材確保の支援
- ・女性活躍促進、仕事と育児・介護の両立支援
- ・障害者の就労促進など

鹿沼市(2017年2月1日締結)

- ・市内事業所合同説明会など雇用対策の推進
- ・都内PRイベントへの参加などUIJターン促進事業
- ・誘致企業対象の面接会など雇用確保推進事業
- ・働き方改革に取り組む企業への支援

那須塩原市(2016年2月25日締結)

- ・若者支援セミナーの開催など若年者の雇用対策
- ・東京圏進学者への地元企業の情報提供などUIJターン促進事業
- ・託児付きセミナー開催など子育て中の人への就業支援
- ・障害者等への就労支援
- ・産業振興と雇用創出・雇用確保の一体的な取組

野木町(2022年9月5日締結)

- ・中学校での職業意識啓発など若者の雇用対策
- ・東京圏進学者等への地元企業の情報提供などUIJ ターン促進事業
- ・託児付きセミナーの開催など子育て中の人への就業 支援
- ・障害者等への就労支援
- ・産業振興と雇用創出・雇用確保の一体的な取組

日光市(2024年3月18日締結)

- 女性活躍の推進
- ・多様な人材の活躍促進(若者、UIJターン、外国人)
- ・生活困窮者、障害者等への就労支援
- ・産業振興と雇用創出の一体的取組み (働き方改革・休み方改革に取り組む企業への支援)

矢板市(2024年10月22日締結)

- ・子育て・介護と仕事の両立支援
- ・女性活躍の推進
- ・障害者、生活困窮者等への就労支援
- 若者等の雇用対策
- ・UIJターン促進事業(移住定住促進事業)
- ・雇用創出・雇用確保の取組み

【日光市との雇用対策協定締結式】



【矢板市との雇用対策協定締結式】



3 多様な人材の活躍促進

(1) 多様な人材の就労・社会参加の促進

現状と課題

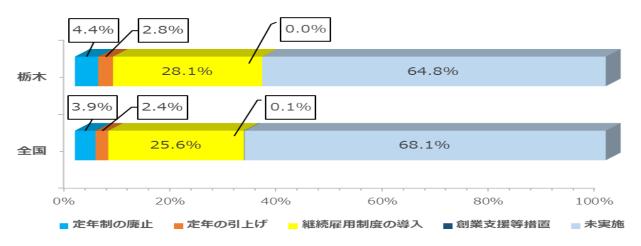
少子高齢化が急速に進行し、今後、労働力人口が減少する中、栃木県の経済社会の活力を維持・向上させるためには、多様な人材の就労や社会参加を促進していく必要があります。そのためには、働く意欲のある高齢者の就労支援や栃木県内においても増加する外国人労働者の適正な雇用管理の確保を図ることが必要です。また、障害者雇用については、法定雇用率が達成していない企業が未だに一定数ある中、2025年4月に実施される「障害者法定雇用率を算出する際の除外率の引き下げ」や2026年7月の「法定雇用率の引上げ」を見据え、障害者雇用ゼロ企業や1人不足企業への障害者の雇入れ支援等の強化が求められています。

◆高齢者の就労による社会参加の促進及び安全に働くための環境の整備

・70歳までの就業機会確保等に向けた事業主への支援

高齢者雇用安定法による70歳までの就業確保措置(努力義務)に向けた環境整備を図るため、労働局及びハローワークは、事業主と接触するあらゆる機会を捉え、年齢に関わりなく活躍できるよう高齢者雇用の各種施策を推進します。また、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針等の周知を図り、(独)高齢・障害・求職者支援機構の70歳雇用推進プランナーと連携し、効果的な支援に取り組みます。

70歳までの就業確保措置の実施状況(2024年6月)



・ハローワークにおける生涯現役支援窓口等によるマッチング支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、局内6つのハローワークに設置した「生涯現役支援窓口」において、高齢者の多様なニーズを踏まえ、担当者制の実施によりマッチングを強化するほか、以下の取組を総合的に推進します。

履歴書、職務経歴書の作成支援

- ・高齢者のニーズに見合った求人開拓
- ・職場見学・各種セミナー等の開催
- ・公的職業訓練のあっせん
- ・高齢者のスキルや状況に応じた伴走型支援
- ・シルバー人材センター事業等の情報提供等

【生涯現役支援窓口】



・高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)及び中小企業による高年齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金(エイジフレンドリー補助金)の周知を図ります。

また、高齢者をはじめとするすべての年代の方の体力・筋力の維持向上を目的とした栃木労働局独自の取組である、『ころばNiceとちぎ』を展開し広く周知を図ります。



<エイジフレンドリー ガイドライン >



<ころばNiceとちぎ>

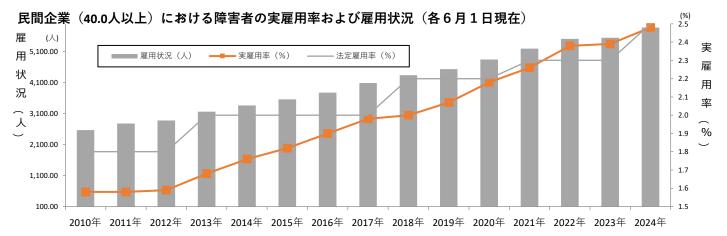
◆障害者の就労支援

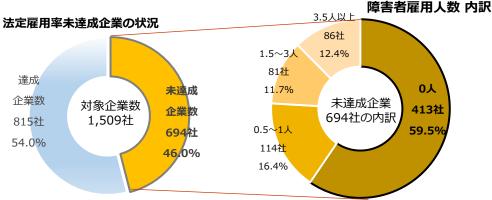


・ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

●民間企業への支援

栃木県で働く障害者の数は、2024年6月1日現在5,881.5人と21年連続で過去最高を更新、実雇用率も2.48%(全国26位)と前年を上回りました。しかし、民間企業の法定雇用率である2.5%を下回っており、報告対象事業主1,509社のうち413社は、1人も障害者を雇用していない現状です。





【公的機関の雇用状況 (2024年6月1日現在)】

【参考資料】 法定雇用率2.8%、県教育委員会は2.7%

○栃 木 県 雇用障害者数173.0人(170.0人) 実雇用率**3.28%**(3.24%) ○栃木県警察本部 雇用障害者数 20.0人 (20.0人) 実雇用率**3.41%**(3.38%)

○栃木県教育委員会 雇用障害者数340.5人(345.0人) 実雇用率**2.70%**(2.70%) ○市 町 等 雇用障害者数494.5人(488.5人) 実雇用率**2.67%**(2.65%)

○市 町 等 雇用障害者数494.5人(488.5人) 実雇用率**2.67%**(2.65%) ○市町教育委員会 雇用障害者数 6.0人(5.0人) 実雇用率**2.68%**(2.22%)

▶ 詳細は「令和6年度 障害者雇用状況の集計結果」令和6年12月20日公表からご覧いただけます。 https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/news_topics/houdou/syougai_051222_00ks8_00001.html



●改正障害者雇用促進法に基づく取組の円滑な実施

下表の法定雇用率の引き上げや2025年4月からの除外率引き下げ(※HP参照「**障害者の法定雇** 用率を算出する際の除外率が引き下げられます。」)の実施を見据え、当面の間の企業の障害者雇用 が円滑に推進されるよう全ての企業に周知を行うとともに、各企業の実雇用率のシミュレーションを 行い、雇用率未達成企業や今後未達成となり得る企業に対し、ハローワークと関係機関が連携して 「企業向けチーム支援」による重点的な支援を推進します。

	2024年4月~	2026年7月~
法定雇用率	2.5%	2.7%
障害者雇用の対象となる事業主の範囲	従業員40人以上	従業員37.5人以上



▶リーフレット「令和7年4月より 障害者の法定雇用率を算出する際の除外率が引き下げられます」(PDF1.1 KB)

企業向けチーム支援

労働局・ハローワーク、自治体、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、

福祉事業所等との連携の下で、下記の支援フロー図の支援内容を実施します。 労働局・ハローワークに配置する「就職支援コーディネーター」や「精神・発達障害者雇用サポーター」が企業に訪問、企業のニーズに合わせた支援を提案、効果的な支援を実施します。

準備段階 支援フロー

採用活動

採用後



- ・ 職場実習の実施
- ・就労移行支援事業所や 特別支援学校の見学
- ・企業向けセミナー
- ・業務の切り出し支援
- ・求人受理

- 各種助成金制度の活用支援
- ・ジョブコーチ等の活用案内
- ・職場定着支援

障害者雇用相談援助事業

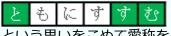
労働局長から認定された障害者雇用の実務に 関してノウハウのある事業者が、障害者雇用が 進んでいない中小企業等に対して、障害者の新 たな雇入れや雇用の継続が図られるよう必要な 一連の雇用管理に関する相談援助の事業を行い ます。



▶ 事業主の方へ | 厚生労働省「障害者雇用相談援助助成金」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10_00005.html

「もにす」認定制度

障害者雇用の先進的な取組を進めてい る優良な中小企業を認定する制度です。 「もにす」企業が障害者雇用相談援助事 業でも活躍しています。



という思いをこめて愛称を 「もにす」と名付けました。

●精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 (障害者雇用の理解を深めるために) ※難病対応は栃木局オリジナル

養成	内容	「精神疾患(発達障害を含む)の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く 上でのポイント(コミュニケーション方法)」等をわかりやすく説明します。
講座	メリット	精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを、短 時間で学ぶことができます。
の概	講座時間	90分程度(講義75分、質疑応答15分程度)
要	受講対象	企業に雇用されている方を中心に、どなたでも受講可能です。現在、障害のある 方と一緒に働いているかどうかなどは問いません。





▶パンフレットく障害者雇用のご案内~共に働くを当たり前に~> (PDF1.1 KB)

●障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援

企業向けのガイダンス及びコンサルティングに誘導することを通じて、障害者の雇用を 促進するためのテレワークの推進を図ります。



◆外国人求職者への就職支援、労働条件の確保

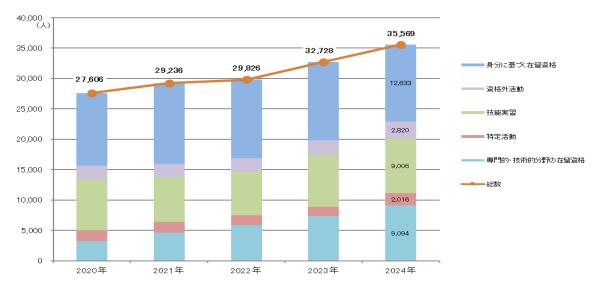
・外国人求職者への就職支援、適切な外国人材の確保等

栃木県における外国人労働者数は、2024年10月末現在35,569人で過去最高を更新し、今後 も増加が予想されます。

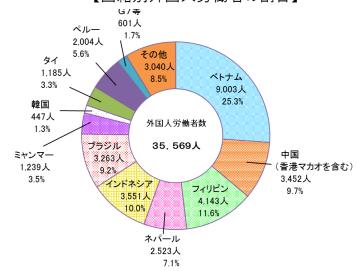
増加する外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、適切な雇用管理に関する助言・援助等を実施するほか、外国人求職者の就職を支援するため、以下の取組を推進します。

- ・外国人雇用管理セミナーの開催
- ・外国人雇用管理指針の周知・啓発のためのハローワークによる事業所訪問
- ・外国人留学牛等に対するセミナー、説明会の開催
- ・主要なハローワークに通訳員の配置
- ・通訳員の配置のないハローワークでの電話通訳、多言語翻訳機による相談 など

【在留資格別にみた外国人労働者数の推移】



【国籍別外国人労働者の割合】



【外国人雇用管理セミナー】



・外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備

外国人労働者に対する相談体制を確保するとともに、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

〇栃木労働局外国人労働者相談コーナー

外国語による労働条件に関する相談について、 栃木労働局の相談員が対応します。 来庁しての相談も可能です。

言 語	開設曜日	開設時間	電話番号
英 語	月~金(七)日)	午前9時~	028-634-9115
ポルトガル語	(栃木局)	午後4時30分 (正午から1時間除く)	
スペイン語			
中国語	水 (栃木署)	午前8時30分~午後4時 (正午から1時間除く)	0282-24-7766

- ※1 祝日、12月29日~1月3日は除きます。
- ※2 相談は無料ですが、通話料は発信者負担です。

〇労働条件相談ほっとライン

都道府県労働局及び労働基準監督署の<mark>閉庁後または土日・祝日の相談に対応した窓口です。</mark>

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月~日	_	0120-531-401
中国語	(毎日)		0120-531-402
ポルトガル語	月~土		0120-531-403
スペイン語	木、金、土		0120-531-404
タガログ語	火、水、土	○平日 (月〜金) 午後5時 ~午後10時 ○土日・祝日 午前9時 ~午後9時	0120-531-405
ベトナム語	水、金~日		0120-531-406
ミャンマー語	水、日		0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語			0120-613-801
タイ語	木、日		0120-613-802
インドネシア語			0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)	月、土		0120-613-804
モンゴル語			0120-613-805

- ※1 12月29日~1月3日は除きます。
- ※2 携帯電話・PHSからも利用可能です。
- ※3 相談・通話料は無料です。

〇外国人労働者向け相談ダイヤル

労働条件に関する問題について、法令の説明や 各関係機関の紹介を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語			0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語	月~金		0570-001-703
スペイン語	月~並		0570-001-704
タガログ語			0570-001-705
ベトナム語		午前10時 ~午後3時	0570-001-706
ミャンマー語	月		0570-001-707
ネパール語	月~木	(正午~ 午後1時は	0570-001-708
韓国語	木、金	除く)	0570-001-709
タイ語			0570-001-712
インドネシア 語	7K		0570-001-715
カンボジア語 (クメール 語)			0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

- ※1 祝日、12月29日~1月3日は除きます。
- ※2 相談は無料ですが、通話料は発信者負担です。

(2)女性活躍推進に向けた取組及び仕事と育児・介護の両立支援

現状と課題

日光市のG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合、昨年度の矢田内閣総理大臣補佐官 を交えた「女性に選ばれる地域づくりに向けた車座対話」を契機に、県内においても女性活躍推進への 機運が高まっています。当県は、男女の賃金差異が全国ワースト(2023年)となっており、女性活躍 推進法に基づく男女の賃金差異の情報公表により、女性活躍推進の取組促進をより一層進める必要があ ります。また、男女の賃金差異の要因の一つとして、平均勤続年数の男女差も指摘されているところで す。仕事を辞めることなく、妊娠中、出産後も安心して働き続けられるよう仕事と育児の両立支援を行 うことも重要です。

◆女性活躍推進法等の履行確保

女性活躍推進法の履行確保

女性の活躍を推進するために以下のとおり、女性活躍推進法の履行確保を図ります。

- ・労働者数301人以上義務企業における男女の賃金差異に係る情報公表
- ・労働者数101人以上義務企業における女性活躍に関する行動計画の策定・届出や情報公表等の徹底
- ・男女の賃金差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善に向けた取組促進
- 「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨

女性活躍推進法の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて周知に取り組みます。

・男女雇用機会均等法の履行確保

男女の賃金差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として 現れるものであることから、これらの男女差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等に ついて確認するとともに、妊娠・出産による女性の就業が中断しないよう、男女雇用機会均等法の 履行確保を図ります。

- ・報告徴収の実施による均等取扱いの徹底
- ・妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱い の相談が寄せられた場合の速やかな報告徴収及び 是正指導
- ・事業主及び妊産婦への働く女性の母性健康管理 措置の周知



用語・制度説明で

「えるぼし・プラチナえるぼし認定」

女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要 件を満たした場合に「えるぼし」を認定します。認定の段階は、 性の活躍状況に関する実績に係る基準 | を満たした数に応じて3段階 あります。

「えるぼし」 1段階目 2段階目 3段階目

女性活躍推進法に基づく認定マーク

えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の

活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の場合に「プラチナえるぼし」を認定します。

認定を受けると認定マークを商品などに付することができます。認定マークを活用することにより、女性 の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなどのメリットがあり ます。

◆仕事と育児・介護の両立支援

・改正育児・介護休業法等の周知及び履行確保

育児・介護休業法が改正され、**2025年4月1日から段階的に施行**されます。男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境づくりのために、労使団体等と連携して周知に取り組むとともに、着実な履行確保を図ります。

あわせて、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。

<改正の主なポイント>

育児支援措置等

- ① 柔軟な働き方を実現するための措置 (始業時刻等の変更、テレワーク等)の拡充
- ② 残業免除の対象を小学校就学前まで拡大
- ③ 子の看護休暇の対象を小学校3年生修了まで延長、取得事由を拡大
- ④ 男性育休取得状況の公表義務を300人超企業へ拡大

介護支援措置等

介護離職防止のための介護両立支援制度の個別の周知・意向確認の 義務化



・男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた取組支援

栃木県内の男性の育児休業取得率は、2023年度において38.5%と全国平均(30.1%)を 上回っているものの、政府目標は2025年に50%、2030年には85%となっており、あらゆ る機会を捉えて周知を行い、男性の育児休業制度の利用につなげます。

また、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む中小企業事業主に対して、**両立支援等助成金**を支給しています。

/パパ音

愉快だ 宇都宮

・出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の活用

2025年4月より、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に給付する「出生後休業支援給付」及び2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に給付する「育児時短就業給付」が施行されるため、あらゆる機会を捉えて周知に取り組みます。

・次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法が改正され、2025年4月1日から施行されます。同法に基づく一般事業主行動計画策定・変更時に、**育児休業等の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定**を事業主に義務付けること等を内容とする改正について労使に十分理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、着実な履行確保を図ります。あわせて、「くるみん」等の新しい基準等について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

「くるみん・プラチナくるみん認定」

「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行う ことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定・プラチナく るみん認定)を受けることができます。

また、「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」等制度があり、認定を受けると、くるみんマークを商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。企業イメージの向上、労働者のモラールアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。













<認定状況>

	2022年度	2023年度	2024年度 (4月~1月)
プラチナくるみん認定	7件	8件	9件
プラチナくるみん認定プラス	0件	0件	3件
くるみん認定	38件	41件	44件
くるみん認定プラス	0件	1件	1件

◆マザーズコーナー等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

子育て中の女性等を対象とした専門窓口として、 **ハローワーク宇都宮・足利・大田原・小山に設置 している「マザーズコーナー」**を中心に、一人ひ とりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支 援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や 関係機関と密接に連携したアウトリーチ型支援を 強化します。

また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の 確保を推進します。 【ハローワーク宇都宮(駅前プラザ)のマザーズコーナーの様子】



(3)フリーランスの就業環境整備

現状と課題

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及しつつあります。栃木県内においては、フリーランスの就業者は建設業や専門サービス業を中心に約2.9万人にのぼり、有業者の約2.8%を占めています(2022年)。

一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブル を経験していることが明らかになっています。

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、2024年11月に「フリーランス・事業者間取引 適正化等法」が施行されました。本法の履行確保とともに、積極的な周知等を図る必要があります。

◆法の履行確保等

フリーランス(フリーランス・事業者間取引適正化等法上の特定受託事業者)から本法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導を行う等、本法の着実な履行確保を図ります。

フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介する等適切に対応します。

また、引き続きあらゆる機会を捉えて、本法の内容について周知啓発を行います。

◆労働保険の特別加入に係る周知と適正な運用

法律の施行により、企業等から業務委託を受けているフリーランスの方(特定フリーランス事業) について業種・職種を問わず特別加入することができるようになったことを踏まえ、栃木労働局では、 そのような方に対して労災保険の「特別加入」について周知するとともに、問い合わせ等に適切に対 応します。

<特定フリーランス事業の特別加入団体(加入手続)> 2025年1月末現在

団体名	所在地(住所)	電話番号
連合フリーランス 労災保険センター	東京都千代田区神田駿河台 3-2-11	03-5761-8338





(4) ハローワークにおける課題解決型の支援の実施

現状と課題

近年、就職意欲は高いものの就職活動に不安がある高齢の求職者が増加傾向にあることや、活躍の機会を求める障害者、正規雇用での就職を目指している方など、就職活動に様々な課題を抱えている求職者がハローワークを利用しており、一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要です。

2025年4月1日から、ハローワーク宇都宮において、課題解決型の支援サービスを実施する専門の窓口を新設し、地域の雇用情勢に精通した職員がマンツーマンによるキャリア相談から、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着に向けたファローアップまで一貫した伴走型支援を実施します。

▶職業準備段階からの支援

- キャリアコンサルティング による仕事の棚卸し
- ・各種適性検査を通じた 自己理解の促進

▶職場定着支援

- ・職場訪問等を活用した 定着支援
- ・関係機関と連携したチーム による定着支援

▶職業理解・求人選択支援

- ・「job tag」や職場見学を活 用した職業理解、地域の労働 、市場の把握
 - ・適職求人の選択、求職者の 適性に合わせた個別求人開 拓の実施

▶オーダーメイド型支援

- ・応募書類(履歴書、職務経 歴書等)の作成支援
- ・面接試験を意識した模擬面 接の実施等の面接トレーニ ング支援







4 職場環境改善に向けた取組

(1)総合的なハラスメント防止

現状と課題

ハラスメントに関する相談件数は高止まり傾向にあります。また、カスタマーハラスメントや就職活動中の学生等に対するハラスメント等が社会的関心を集めており、職場における総合的なハラスメント防止対策をより一層進める必要があります。

◆職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施し、労働施策総合推進法等の履行確保を図ります。事業主と労働者とのハラスメントに関する労働紛争については、紛争解決援助制度により早期解決を図ります。

カスタマーハラスメントや就活ハラスメントについての改正法案が成立した場合は、その周知に取り組みます。

<相談件数>

	2022年度	2023年度	2024年度
パワーハラスメント	608件	487件	_
	(527件)	(388件)	(780件)
いじめ・嫌がらせ	1393件	1459件	_
	(1126件)	(1269件)	(1,094件)
妊娠・出産、育児休	200件	191件	_
業等ハラスメント	(172件)	(165件)	(157件)
セクシュアルハラス	86件	132件	_
メント	(76件)	(120件)	(134件)

<是正指導(報告徴収等)件数>

	2022年度	2023年度	2024年度
パワーハラスメント	80件	63件	-
	(77件)	(53件)	(60件)
妊娠・出産、育児休	79件	62件	-
業等ハラスメント	(78件)	(50件)	(59件)
セクシュアルハラス	79件	63件	-
メント	(78件)	(52件)	(59件)

<紛争解決援助>

	2022年度	2023年度	2024年度
パワーハラスメント	3件	5件	-
	(3件)	(1件)	(11件)
妊娠・出産、育児休	2件	2件	_
業等ハラスメント	(1件)	(1件)	(3件)
セクシュアルハラス	5件	6 件	-
メント	(5件)	(5件)	(1件)

- ※ カッコ内は当該年度の1 月末時点の実績
- ※ 妊娠・出産、育児休業等 ハラスメントには、妊娠・ 出産、育児休業等を理由と する不利益取扱いを含む

◆ カスタマーハラスメント対策等の推進

カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用し、企業に対し、カスタマーハラスメント対策の取組を促します。また、就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止措置に基づく「望ましい取組」の周知を図り、厚生労働省ウェブサイト**「あかるい職場応援団」**の活用を促進します。



あなたがつくる ハラスメントのない あかるい社会







(2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

現状と課題

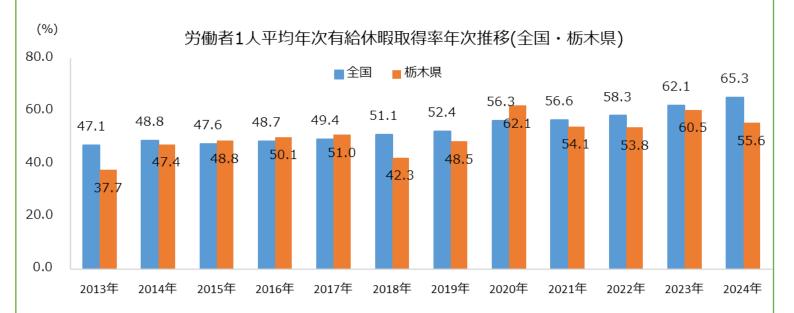
全国平均を上回るスピードで少子化が進み、生産年齢人口の減少といった課題に対応するためには、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備することが重要です。栃木県の平均年次有給休暇取得率は55.6%であり、全国の65.3%を下回っています。

そのため、テレワークやインターバル制度の導入をはじめ、年次有給休暇を取得しやすい環境つくり等、各企業において、労働者の健康の維持・向上とともにワーク・ライフ・バランス確保のための様々な制度を導入する必要性を周知することが必要です。

◆ 年次有給休暇の取得促進及び多様な働き方の環境整備

・年次有給休暇の取得促進

時季指定義務の周知徹底、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進、10月の「年次有給休暇取得促進期間」及び年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行うことにより 栃木県内の年次有給休暇取得率の向上に取り組みます。



資料出所:厚生労働省「就労条件総合調査」

栃木県「就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室が作成」

・多様な働き方の環境整備

各企業において、適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進の取組促進とともに、労働者の健康の維持・向上とワーク・ライフ・バランスの確保に資する勤務間インターバル制度の導入の必要性について周知を行います。

年次有給休暇の取得促進に向けて次のとおり実施します。

- ・時季指定義務の周知徹底
- 計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進
- ・10月「年次有給休暇取得促進機関」及び年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報
- ・働き方・休み方改善コンサルタントによる中小企業・小規模事業者への支援
- ・生産性を高めながら労働時間短縮や年次有給休暇の取得促進、特別休暇導入等
- ・働き方・休み方改革への取組みを実施する企業への訪問
- ・「働き方改革推進支援助成金」の活用

	2022年度	2023年度	2024年度
申請件数	409件	317件	196件
	(409件)	(317件)	(196件)

※ カッコ内は当該年度の1月末時点の実績



◆とちぎ公労使共同会議

「とちぎ公労使共同宣言」を基に、経済団体、労働団体、行政機関が官民一体、オールとちぎにおいて、働く環境の整備や社会経済活動を進めるにあたっての諸課題への対応や支援の取組を進めるため、「とちぎ公労使共同会議」を開催し取組を行っていきます。

2025年度は、魅力あふれる栃木を目指して、賃金引上げの他、働きやすい栃木を実現するため、 以下のテーマに各構成団体が連携して取り組んでいきます。

テーマ1

賃金引上げに向けた取組

テーマ2

働きやすい栃木を実現するための各種取組

- ・働きやすい職場づくり
- ・女性活躍推進のための取組





(3) 長時間労働の抑制

現状と課題

2024年度から、医師、建設事業、自動車運転の業務等これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた業種等に対しても、上限規制等が適用開始となったところです。

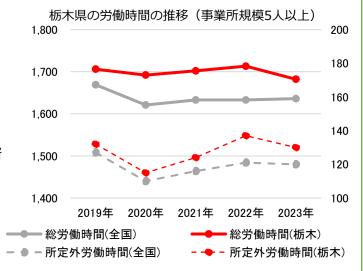
長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に向けては、上限規制等の履行確保を図りつつも、取引慣行など個々の事業場のみでは長時間労働の抑制が困難な課題が見られるものもあることから、引き続き、事業者、労働者、国民の皆様に対し、上限規制や改善基準告示などの周知・広報等を強力に推進し、丁寧な相談・支援を行っていく必要があります。

長時間労働や過重労働は、健康確保上の問題のみならず、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因にもなっています。

誰もが働きやすい職場を形成するために、時間外・ 休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる 事業場や、長時間にわたる過重な労働による労災請求 が行われた事業場を対象に、監督指導を実施します。

※2023年度の長時間労働が疑われる事業場に対する監督 指導結果は次ページを参照ください。

また、2024年4月より「建設事業・自動車運転の業務・医師」についても、時間外労働の上限規制が適用されていることから、中小企業はもとより、引き続き法令遵守のための懇切・丁寧な対応を行います。



資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査結果」

(特別条項/年6か月まで)

法律による上限

・年720時間

労働基準法の規定に基づく労働時間規制の体系

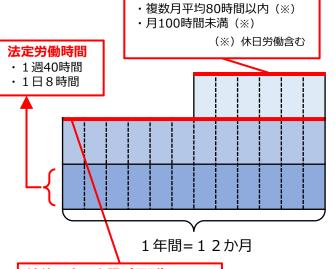
【法定労働時間(労働基準法第32条) 法定休日(労働基準法第35条)】

◆ 使用者は、

1週間に40時間を超えて労働させてはならない。 1日に8時間を超えて労働させてはならない。 毎週少なくとも1回(又は4週間に4日以上) の休日を与えなければならない。

【時間外・休日労働(労働基準法第36条)】

- ◆ 使用者は、過半数組合又は過半数代表者と労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定めるところにより、時間外又は休日に労働させることができる(36協定)。
- ◆ 使用者は、36協定で定めるところによって労働時間を延長して労働させ、又は休日に労働させる場合であっても、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)の要件を満たす必要がある。
 - ※ 建設事業、自動車運転の業務、医師については次ページを参照ください。



法律による上限(原則)

- · 年360時間時間 (320時間 ※)
- ・月45時間未満(42時間 ※)

(※) 対象期間が3カ月を超える 1年単位の変形労働時間制度 を採用している場合

「建設事業・自動車運転の業務・医師」については、2024年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されています

事業・業務	時間外労働の上限規制の取扱い(2024年4月1日以降)
建設事業 この事業における 交通誘導警備の 業務を含む	 災害の復旧・復興の事業(※)を除き、上限規制が全て適用 (※)特例により、下記の規制が適用除外。 時間外労働と休日労働の合計 ① 月100時間未満 ② 2~6か月平均月80時間以内
自動車運転 の業務	 特別条項付き36協定を締結する場合 年間の時間外労働の上限 年960時間(※) (※)特例により、下記の規制が適用除外。 時間外労働と休日労働の合計 ① 月100時間未満 ② 2~6か月平均月80時間以内 時間外労働が月45時間超とできる回数 ③ 6回まで ・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準は、2024年4月1日に全面施行
医師	・特別条項付き36協定を締結する場合 年間の時間外・休日労働の上限 年1,860時間(※) (※) 特例により、下記の規制が適用除外。 > 時間外労働と休日労働の合計 ① 2~6か月平均月80時間以内

栃木労働局における長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果(2023年度)

【対象】 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場 や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場(合計 559事業場)

【結果】 監督指導対象559事業場のうち、250事業場(44.7%)で違法な時間外労働(※)を確認したため、是 正・改善に向けた指導を行った。

※違法な時間外労働

- ・ 労働基準法第36条に基づく「時間外・休日労働に関する協定届」を労働基準監督署長に届け出ることなく 週40時間、1日8時間を超えて行わせた時間外労働
- ・「時間外・休日労働に関する協定届」に定める限度時間を超えて行わせた時間外労働

など

対象事業場	399				
違法な時間外労働があった事業場		180	53.1%(対象事業場全体比)		
月80時間を 超える事業場		115	63.9% (違法時間外事業場比)	33.9% (対象事業場全体比)	
 うち、時間外・ 休日労働の実績 が最も長い 労働者の時間数	月100時間を 超える事業場	75	41.7% (違法時間外事業場比)	28.8% (対象事業場全体比)	
	月150時間を 超える事業場	24	13.3% (違法時間外事業場比)	6.0% (対象事業場全体比)	
	月200時間を 超える事業場	0	0% (違法時間外事業場比)	0% (対象事業場全体比)	

業種別監督指導結果								
業種	監督指導実施 事業場	違法な労働時間 があった事業場 (割合 ※)	業種	監督指導実施 事業場	違法な労働時間 があった事業場 (割合 ※)			
商業	56	26 (46.4%)	建設業	54	29 (68.8%)			
製造業	107	40 (37.4%)	運輸交通業	63	52 (82.5%)			
保健衛生業	23	12 (52.2%)	その他の事業	22	14 (45.40/)			
接客娯楽業	75	72 (96.0%)	「「「「」」 「「「一」」 「「一」」 「「一」」 「一」」 「一」」 「一」	22	14 (45.4%)			

(4) 労働者が安全で健康に働くことが出来る環境の整備

現状と課題

労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、第14次労働災害防止計画(以下「14次防」という。)の目標達成に向け、同計画で定められている高年齢労働者等の労働災害防止対策及び業種別の労働災害防止対策を推進するとともに、健康確保対策及び化学物質等による健康障害防止対策等の重点事項について、14次防期間中の状況や議論等を踏まえ、取り組んでいく必要がある。

働く人々が安全に安心して働くことができるよう、労働者の安全確保対策と労働者の健康確保対策に取り組みます。

労働災害の発生状況をみますと、長期的には減少していますが、2010年を底に緩やかな増加に転じています。2024年の栃木県内の労働災害(コロナ感染症を除く休業4日以上のもの。以下同じ。)は、死亡者数が20人となり前年より1人増加、死傷者数は2,039人となり前年より213人(-9.5%)減少し、2年ぶりに減少に転じました。



・昨今の労働災害の発生状況の特徴を踏まえた取組

昨今の県内の労働災害の特徴として、事故の型では転倒や、腰痛をはじめとする無理な動作等のいわゆる行動災害(※)が多く、年齢別では60歳以上の高年齢労働者層が占める割合が高い状況が続いています。 このような特徴を踏まえ、業種を問わず、自発的に取り組めるような行動災害防止対策及び高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組みます。

(※)作業行動に起因する災害をいい、「転倒」災害や腰痛症などの「無理な動作等」災害をいいます。

事故の型別労働災害発生割合(2024年:速報値)

<行動災害防止対策>

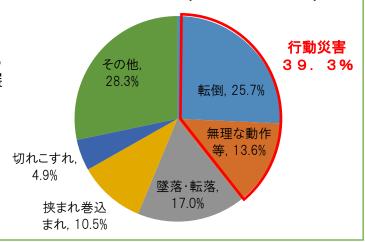
栃木県内の労働災害の約4割を占める行動災害を防止するため、『Aない声かけ運動!』("あわてず""あせらず""あなどらず")及び『ころばNiceとちぎ』を展開するとともに、

設備・装備などの ハード面の対策と 安全衛生教育など のソフト面の対策 を推進します。





<Aない声かけ運動!> <ころばNiceとちぎ>



<高年齡労働者対策>

栃木県内の労働災害の約3分の1を占める60歳以上の高年齢労働者の災害を防止するため、『Aない声かけ運動!』及び『ころばNiceとちぎ』を展開するとともに、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、体力状況等の把握や高年齢労働者の特性

(体力状況等)を考慮した職場環境や作業管理の改善を推進します。



<エイジフレンドリー ガイドライン >

60歳以上の労働災害の推移(2024年は速報値)



用語・制度説明9

「Aない声かけ運動!」

栃木労働局が、事業者に推奨している、労働災害の内、主に行動災害を防止するために、「労働者に声をかける」という手法で、キャッチフレーズは、"あわてず""あせらず""あなどらず"。

「ころばNiceとちぎ」

栃木労働局が、事業者に推奨している、労働災害の内、特に高年齢の女性労働者に増えている転倒災害を防止するために、体幹を含めた体力の維持・増進を図る体操を中心とした手法に対する愛称。

・労働災害の防止に向けた意識改革、社会的機運の醸成

安全衛生対策に取り組む事業場が社会的に評価される環境整備や、事業場に安全衛生対策の取組みをコストではなく、「人への投資」として捉える意識改革及び社会機運の醸成のため、「SAFEコンソーシアム」が設立されました。

幅広い関係者(企業、団体等)のSAFEコンソーシアムへの加入を促進し、労働災害防止に取り組むメリットがわかりづらい企業や労働者の行動変容につなげるとともに、中小企業における安全衛生対策の自発的取組を支援していきます。





【SAFEコンソーシアム】

用語・制度説明₁₀

「SAFEコンソーシアム」

安全衛生対策に取り組む企業が社会的に評価される環境整備を図っていくことを目的として、趣旨に賛同した企業、 団体でコンソーシアムを構成し労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む 加盟メンバーの認知度向上などをサポートしていく取組。

・労働災害が多発する業種に対する取組

労働災害が多発する業種に対し、労働災害発生状況を踏まえた対策に取り組みます。

<陸上貨物運送事業対策>

陸上貨物運送事業における労働災害の約60%を占める荷役作業災害を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策を推進します。

また、荷主等に対しても、ガイドラインに基づき、荷主等が取り組むべき事項の周知を図ります。

<製造業対策>

製造業における労働災害の4分の1を占める機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止するため、『STOP!はさまれ・巻き込まれ災害』の取組を展開するとともに、リスクアセスメントに基づく機械設備の本質安全化の取組等を推進します。





<陸上貨物運送事業における 荷役作業の安全対策ガイドライ ン:荷主等用>



<STOP!はさまれ・巻き込ま れ災害>

<建設業対策>

後を絶たない建設3大災害(「墜落・転落災害」「建設重機災害」「崩壊・倒壊 災害」)による死亡災害(2023年1人、2024年4人)を防止するため、『STO P!建設3大災害』の取組を推進します。



また、元方による一人親方等に対する安全管理の取組を推進します。

<STOP!建設3大災害>

<林業対策>

林業における伐木等作業災害を防止するため、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく対策を推進します。



<チェーンソーによる伐木等作業 の安全に関するガイドライン>

・新たな化学物質規制の周知

化学物質による労働災害を防止するため、2024年4月より全面的に施行された「新たな化学物質規制」について、事業場の業種・規模を問わず、職場における化学物質管理の理解を促進し、化学物質管理活動の定着を図ります。

・石綿及び粉じんによる健康障害防止対策の徹底

建築物等の解体・改修作業等を行う事業者に対して、建築物石綿建材調査者講習等の修了者による事前調査、石綿事前調査結果報告システムによる調査結果等の報告、石綿除去作業時におけるばく露防止措置の徹底を図ります。

粉じん作業を行う事業者に対しては、2023年度から2027年度までの5か年を推進期間とする「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の適正な使用の徹底、じん肺健康診断の着実な実施など、粉じん障害防止対策の推進を図ります。

・熱中症予防対策

栃木県内の熱中症による労働災害を防止するため、事業者に対して、暑さ指数(WBGT値)の把握と適切な対策の実施、労働者の水分・塩分のこまめな摂取確認、初期症状の把握と緊急時の対応体制の整備など、熱中症予防対策の周知・徹底を図ります。

・メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調などによる健康障害の予防を推進するため、ストレスチェック制度や長時間労働者による医師の面接指導をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の促進を図るとともに、栃木産業保健総合支援センターによる関連セミナーへの参加及びメンタルヘルス対策にかかる訪問支援の利用勧奨を図ります。

・産業保健活動の推進

中小企業・小規模事業者における産業保健活動を支援するため、地域産業保健センターによる小規模事業場に対する健康診断結果に基づく医師の意見聴取などの利用勧奨を図ります。

・治療と仕事の両立支援

栃木県内にある行政機関・関係団体・医療機関で構成する「栃木県地域両立支援推進チーム」が作成したリーフレットの周知を引き続き図るとともに、チーム構成員が情報を共有することで、関連する相談への対応、行事への参加促進及び教育等の実施を円滑に実施できる体制の構築を図ります。

■栃木労働局の主な取組

◆労働条件の確保等

・法定労働条件の確保等

労働者が安心して安全に働くことができ、企業活動を円滑に行えるようにするにためには、法に定められた労働条件等を遵守することが必要です。 賃金や労働時間などの法定労働条件の履行確保を徹底するために、引き続き、事業場に対し、監督指導を行います。

重大又は悪質な問題に対しては、司法処分も含め、厳正に対処します。 また、労働契約に関するルールの周知を図ります。



<確かめよう労働条件>

労働条件ポータルサイト。アニメやマンガで 労働条件について学べます。 裁判例も掲 載しています

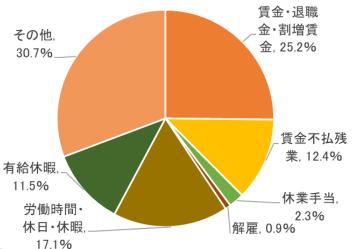
・労働基準法等についての相談・支援

法定労働条件の確保を図るためには、事業主が 労働基準法などの法制度等を理解したうえで、適 正な労務管理を行う必要があります。

中小企業等において、労働基準法等に係る法違 反が認められた場合は、事業主にその内容や是正 の必要性をわかりやすく説明し、事業主による自 主的な改善を促します。

また、具体的な是正・改善に向けた取り組み方法をアドバイスするなど、丁寧かつ具体的に対応します。

労働基準法違反の疑いのある相談受理状況 (総合労働相談の内数・2024年) 4,224件



・若者の労働条件の確保に向けた普及・啓発

就学中のアルバイトや就職後における不利益な取扱いや労使間トラブル未然防止、就職活動中のハラスメントに適切に対応するためには、労働法令を知っておくことが大切です。

このため、県内各大学等において「労働法制セミナー」を実施し、 労働法令の周知・啓発を図ります。



「アルバイトの労働条件をたしかめよう!」 キャラクター「たしかめたん」

学生向け労働法制セミナー講師を派遣します

※学校等の設備を使用させていただければ、リモート講義にも対応可能です。

講義内容: 労働関係法の基礎知識

- 採用、賃金、労働時間、年次有給休暇、解雇・退職等
- パワハラ、就活セクハラ等職場のハラスメント
- 仕事と家庭の両立(産休・育児休業・介護休業等) など



↑依頼方法等、詳細 は こちらから

◆個別労働紛争の円滑かつ迅速な解決の促進

・労働局雇用環境・均等室及び県内各労働基準監督署に設置している「総合労働相談コーナー」への総合労働相談件数は高い水準で推移し、民事上の個別労働紛争相談件数も同様に高止まりの状況です。

個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るために、労働者や事業主から、様々な労働問題に関する相談をワンストップで受け付けます。

また、法令違反を伴う労働紛争については、適切に関係部署に取り次ぎます。

・法令違反を伴わない「民事上の個別労働紛争」については、円満な解決に向け、簡易かつ迅速な解決援助サービスの提供、紛争当事者である労働者又は事業主の求めに応じ、相手方に対して紛争の問題点の指摘や解決の方向を示唆する「労働局長による助言・指導」や、公平中立な栃木紛争調整委員会による「あっせん」を実施し、早期解決を図ります。

<相談件数推移>

	2022年度	2023年度	2024年度
総合労働相談	14,767件	14,538件	_
	(12,344件)	(12,225件)	(11,314件)
個別労働紛争相談	4,348件	4,700件	_
	(3,579件)	(4,019件)	(3,084件)

※ カッコ内は当該年度 の1月末時点の実績

◆労働保険制度の適正な運営

・労働保険の未手続事業の一掃

労働保険(労災保険・雇用保険)は、政府が管理運営している保険で、労働者を一人でも雇用するすべての事業主が適切に手続きを行うことが求められています。

地方自治体や国の関係行政機関等との連携を強化し、未手続事業の積極的な把握・加入勧奨を行います。

・労働保険料の適正徴収

保険料収納率の向上に重点を置き、滞納整理、納付督励等の徴収業務に積極的に取り組みます。 具体的には、以下のことに取り組みます。

- ・口座振替制度や年度更新における電子申請・電子納付の利用促進
- ・複数年度にわたって滞納している事業主及び高額滞納事業主に対する強制措置の実施
- ・パートタイム労働者等を多く雇用する業種や、雇用保険の被保険者資格の取得漏れが多いと見込まれる事業場を中心とした保険料算定基礎調査の実施

労働保険料の納付は口座振替が便利です!

メリット

- ◎ 納付に行く"**手間**"がかからず、納付"**忘れ**"がありません。
- 手数料はかかりません。
- ◎ 保険料の納付に最大約2カ月ゆとりができます。

	全期·第1期	第2期	第3期
通常の納期限(*)	7月10日	10月31日	2月2日
口座振替による納付日(*)	9月8日	11月14日	2月16日
ゆとり日数	60日	14日	14日

- ◎ 引き落とし日の前後(約3週間前後)に引落内容/結果を毎回ハガキでお知らせします。
- *納期限、振替日が金融機関休業日の場合は翌日以降の最初の営業日
- ◆ 申込用紙は、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。お近くの労働局・労働基準監督署でも配布しています。

◆労災保険給付の迅速・適正な処理

労災補償制度は 労働者の業務災害、又は通勤災害について、必要な保険給付を行う制度で、労働者が安心して働くために、なくてはならないものです。

精神障害事案、脳・心臓疾患事案などの労災保険給付の請求については、認定基準等に基づいた的確な労災認定を徹底します。

石綿関連疾患については、補償(救済)制度の更なる周知の徹底を図り、認定基準等に基づいた的確な労災認定を徹底します。

労災保険の窓口業務については、相談者等に対する懇切・丁寧な説明を通じて請求漏れを防止するとともに、請求人に対する処理状況の連絡等を徹底することにより、行政サービスの向上を図ります。

特定個人情報の取り扱いについては適切に行います。



過労死等の労災補償状況

	2019年度		2019年度 2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		
		労災 請求	支給 決定	労災 請求	支給 決定	労災 請求	支給 決定	労災 請求	支給 決定	労災 請求	支給 決定
脳心臓	全国	936	216	784	194	753	172	803	194	1023	216
疾患	栃木	6	4	7	3	6	6	9	2	7	5
精神障	全国	2060	509	2051	608	2346	629	2683	710	3575	883
害	栃木	8	1	11	3	11	4	20	1	25	10

・労災かくしの排除

「労災かくし」の防止に向けた周知・啓発を図ります。 「労災かくし」が明らかとなった事案については、司法処分も 含め、厳正に対処します。



◆就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援、新規学卒者等の支援

・就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する 就職ができず、現在も不本意ながら非正規雇用として就労せざるを得ない、あるいは希望する職 業とギャップがある、実社会での経験が不足しているなど、様々な課題を抱えた世代です。

就職氷河期世代の年齢層も上がってきている中で、共通の課題を抱える就職氷河期世代を含む中高年層(概ね35歳以上59歳以下)を対象とした専門窓口を、ハローワーク宇都宮に設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等、就職から職場定着まで一貫した支援を、それぞれの専門担当者によるチーム制で計画的かつ総合的に実施します。

・新卒応援八ローワークをはじめとした新規学卒者等の支援

就職活動に多様な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援することとし、学校や関係機関とも連携しつつ、宇都宮新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細かな個別支援に取り組みます。

また、企業が求める人材の円滑な採用を支援するため、若年者の採用・育成に熱心で、雇用管理が優良な中小企業に対し、若年者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」の取得勧奨を引き続き実施します。

【2024年11月21日 ユースエール認定通知書交付式及び意見交換会】





ユースエール認定マーク



※認定マークは、求人広告や商品等 に表示することができます <若者雇用促進総合サイト>

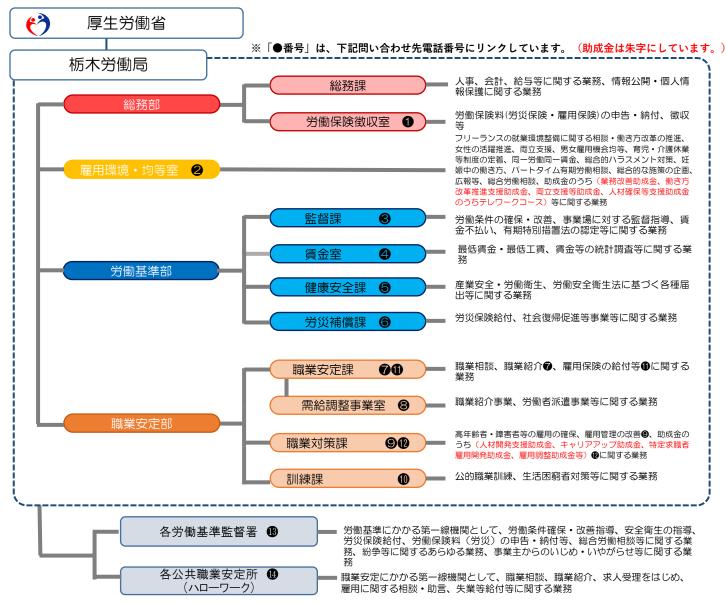


若者の就職支援に積極的な優良企業を 検索できる企業データベースです

2023年度	2024年度 (1月末現在)	
25社	26社	

Ⅱ 栃木労働局の組織

◆栃木労働局の組織・所在地



●栃木労働局 ※「●番号」は、上記業務にリンクしています。

〒320-0845 栃木県宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎						
総務部	総務課(4F)		TEL 028-634-9111			
	労働保険徴収室(3F)	0	TEL 028-634-9113			
雇用環境•均等室	(3F)	0	TEL 028-633-2795			
労働基準部	監督課(4F)	8	TEL 028-634-9115			
	賃金室(4F)	4	TEL 028-634-9109			
	健康安全課(4F)	6	TEL 028-634-9117			
	労災補償課(3F)	0	TEL 028-634-9118			
職業安定部	職業安定課(2F)	0	TEL 028-610-3555			
	需給調整事業室(2F)	8	TEL 028-610-3556			
	職業対策課(2F)	9	TEL 028-610-3557			
	訓練課(2F)	•	TEL 028-610-3558			
	雇用保険電子申請事務センタ	₹—(5F) ①	TEL 028-616-8609			
〒320-0043 栃木県宇都宮市桜5-1-13 宇都宮市地方合同庁舎4F						
労働基準部	労災補償課分室		TEL 028-610-0900			
職業安定部	助成金センター	•	TEL 028-614-2263			



◆労働基準監督署・公共職業安定所の所在地及び管轄地域

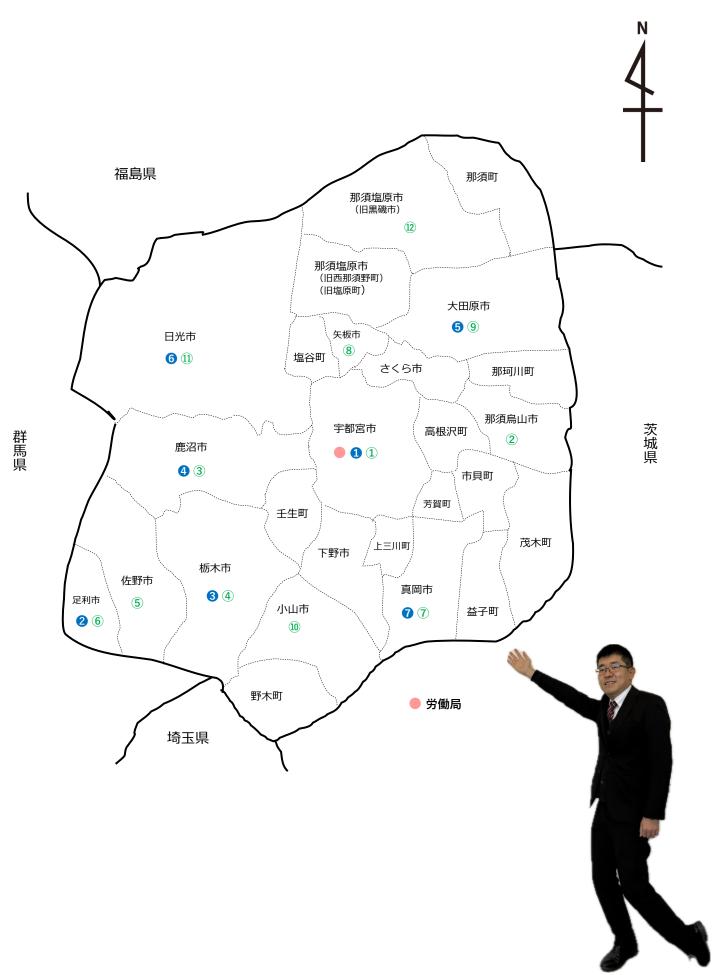
● **労働基準監督署**(各労働基準監督署には総合労働相談コーナーが設置されています)

署名	所在地	TEL	管轄区域
	〒320-0845	028-633-4251	
宇都宮労働基準監督署	宇都宮市明保野町1-4	(総合相談直通)	宇都宮市・さくら市・那須烏山市・高根沢町・那珂川町
	宇都宮第2地方合同庁舎別館	028-633-4257	
足利労働基準監督署	〒326-0807	0284-41-1188	足利市
	足利市大正町864		
	=328-0042	0282-24-7766	
栃木労働基準監督署		(総合相談直通)	栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町・佐野市
	////ハバリカ日本日日1年120-24	0282-88-5495	
鹿 沼 労 働 基 準 監 督 署	〒322-0063	0289-64-3215	鹿沼市
	鹿沼市戸張町2365-5		
大田原労働基準監督署	〒324-0041	0287-22-2279	大田原市・矢板市・那須塩原市・那須町
	大田原市本町2-2828-19		
日光労働基準監督署	〒321-1261	0288-22-0273	日光市・塩谷町
	日光市今市305-1		
真 岡 労 働 基 準 監 督 署	〒321-4305	0205 02 4442	3 真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・上三川町
	真岡市荒町5203	0285-82-4443	
	宇都宮労働基準監督署 足利労働基準監督署 栃木労働基準監督署 鹿沼労働基準監督署 大田原労働基準監督署	〒 都 宮 労 働 基 準 監 督 署	宇都宮労働基準監督署 〒320-0845 028-633-4251 宇都宮市明保野町1-4 (総合相談直通) 宇都宮第2地方合同庁舎別館 028-633-4257 足利労働基準監督署 〒326-0807 足利市大正町864 0284-41-1188 栃木労働基準監督署 〒328-0042 栃木市沼和田町20-24 (総合相談直通) 0282-88-5495 鹿沼労働基準監督署 〒322-0063 鹿沼市戸張町2365-5 0289-64-3215 大田原労働基準監督署 〒324-0041 大田原市本町2-2828-19 0287-22-2279 日光労働基準監督署 〒321-1261 日光市今市305-1 0288-22-0273 真岡労働基準監督署 〒321-4305 0285-82-4443

●公共職業安定所(ハローワーク)

	元力	元大州	TEL	☆☆☆☆
	所名	所在地	TEL	管轄区域
	 ハ ロ - ワ - ク 宇 都 宮 	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-638-0369	
1	宇都宮駅前プラザ	〒321-0964 宇都宮市駅前通り1-3-1 KDX宇都宮ビル2階	028-623-8609	宇都宮市・上三川町・高根沢町
	宇都宮新卒応援八ローワーク	〒321-0964 宇都宮市駅前通り1-3-1 KDX宇都宮ビル1階	028-678-8311	
2	ハローワーク那須烏山	〒321-0622 那須烏山市城東4-18	0287-82-2213	那須烏山市・那珂川町
3	ハ ロ ー ワ ー ク 鹿 沼	〒322-0031 鹿沼市睦町287-20	0289-62-5125	鹿沼市
4	ハ ロ ー ワ ー ク 栃 木	〒328-0041 栃木市河合町1-29 栃木地方合同庁舎1階	0282-22-4135	栃木市・壬生町
5	ハ ロ ー ワ ー ク 佐 野	〒327-0014 佐野市天明町2553	0283-22-6260	佐野市
6	ハローワーク足利 🥯	〒326-0057 足利市丸山町688-14	0284-41-3178	足利市
7	ハ ロ ー ワ ー ク 真 岡	〒321-4305 真岡市荒町5101	0285-82-8655	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
8	ハ ロ ー ワ ー ク 矢 板	〒329-2162 矢板市末広町3-2	0287-43-0121	矢板市・さくら市・塩谷町
9	ハローワーク大田原 🚱	〒324-0058 大田原市紫塚1-14-2	0287-22-2268	大田原市・那須塩原市のうち 旧西那須野町全域及び旧塩原町全域
10	ハローワーク小山 🥙	〒323-0014 小山市喜沢1475 おやまゆうえんハーヴェストウォーク内	0285-22-1524	小山市・下野市・野木町
11)	ハ ロ - ワ - ク 日 光	〒321-1272 日光市今市本町32-1	0288-22-0353	日光市
12)	ハ ロ ー ワ ー ク 黒 磯	〒325-0027 那須塩原市共墾社119-1	0287-62-0144	那須塩原市のうち旧黒磯市全域・那須町

◆労働基準監督署・公共職業安定所の所在地及び管轄地域



◆栃木労働局・労働基準監督署・ハローワークによる情報発信

・栃木労働局のSNSアカウント

事業主向け

栃木労働局の公式SNSのご案内

○栃木労働局では、事業主の方に役立つ雇用に関する様々な情報を発信しています!





LINE @722spdyu





Instagram @tochigikyoku





X(旧Twitter) @tochigikyoku





YouTube @tochigi_kyoku

・各ホームページ



栃木労働局ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/tochigiroudoukyoku/home.html



各労働基準監督署ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-

mttps://jsite.mniw.go.jp/tocnigi-

roudoukyoku/news topics/kantokusho oshirase.html



各ハローワークホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/tochigiroudoukyoku/news topics/hellowork oshirase.html



厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/index.html

























栃木労働局はSDGsを支援しています







2025年度 栃木の労働行政

「**魅力的**なしごと、職場」で 選ばれる**栃木**へ

発行:厚生労働省 栃木労働局

〒320-0845

栃木県宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎

令和7年4月発行